

令和元年十月四日提出
質問第九号

大学の広報に関する質問主意書

提出者
櫻井
周

大学の広報に関する質問主意書

文部科学省の学校基本調査によると、我が国の大学の数は、平成元年は四百九十九校であったものが、令和元年には、この間、短期大学が五百八十四校から三百二十六校に減少し、大学に改組されたものが多くあるが、新設された大学と合わせて、七百八十六校存在している。

また、文部科学省の調査によると、平成元年三月の高等学校卒業生数は約百七十万人で、大学への進学率は二十四・七％、平成三十一年三月の高等学校卒業生数は約百六万人で、大学への進学率は五十三・七％と伸びており、人口減少と共に高等学校卒業生数は約六十五万人減少しているものの、大学・短期大学への進学率が上昇したことで、入学者数は増加してきた。

しかしながら、平成二十一年～令和二年頃まではほぼ横ばいで推移してきた十八歳人口は、令和三年頃から減少することが予測されており、高等教育機関への進学率は、ここ数年頭打ちとなっている。

このような状況で、今後、大学進学人口の減少が予測されることや、私立大学の定員割れが四割にのぼることを背景に、各大学等においては、学生集めのための熱心な広報活動がされると考えられる。

学校教育・経営の場においては、自主性・自律性が承認されているが、学生集めのために行われる学校案

内等において、入学後に変更の見込みが大いにあるカリキュラム内容等を載せることは、不適切な広報活動
としか思われない。今後の学生募集案内等におけるあり方について、以下質問する。

一 本年二月、毎日放送のニュース番組で、「消えたゼミ」とのタイトルで、ある女子大学の広報（パンフ
レット、ホームページ、オープンキャンパスや入試面接での説明など）が受験・入学の最大の決め手だつ
たにもかかわらず、ゼミなどの重要な教育内容が入学後に大幅に変更されたため、勉学目標や在学の意義
を見失って、失望を禁じえないという学生の訴えが取り上げられていた。変更理由の説明や代替案の提示
などについて、学生や保護者からの要求にもかかわらず、「裁量権」を盾に、実質的な対応がないとい
う。大学側の一方的な都合で、学生は失意のまま中途退学を選択するか、不本意な在学・卒業を甘受せざ
るを得ず、学ぶ権利が保障されていない。

今後減少が見込まれる大学入学者獲得のため、各大学は一層、広報に重点を置くと考えられるが、入学
希望者が勘違いするような記述はしてはならないのはもちろんだが、すでに廃止の予定であるゼミ等につ
いての記述や写真を使つての広報をするようなことは厳に謹んで頂かなければならない。今後も類似する
問題が発生する前に、国としても十分な措置がされるよう対処していくべきと考えるが如何か。

二 大学の学費は学生側からすれば、大きな買い物と言える。さらに、近年、奨学金（有利子）を利用する学生も増えており、借金しながら大学に入学したにもかかわらず、入学前に記載（説明）されていたゼミなどがなくなっていたとしたら、消費者として損失を被ることになりかねない。学生募集時の説明、宣伝によつて惹起された期待・信頼は、法律上保護される利益に当たりうるもので、教育内容の事後変更が正当な事由、または、やむをえない事由がない中で行われた場合は、何らかの方法で学生が救済されるべきと考えるが如何か。

右質問する。